

プロフィットシェアリングに係る検討①

■ 委員からの意見

- プロフィットシェアは、民間の意欲を削ぐ。
- 儲からなかった場合は運営権者のリスクで、儲かった場合にその一部を県が貰うのはおかしい。
- “儲けすぎ”とされる状況について、定量的な定義が必要である。

■ メリットデメリットの整理

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> • “儲けすぎ”との意見に対しての対応を県民に示すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> • プロフィットシェアは、民間の意欲を削ぐ。 • プロフィットシェアを導入するのであれば、ロスシェアも併せて導入すべきであり、不公平な仕組みである。 • 適正利潤を超過した利潤を“儲けすぎ”と定義する場合、県として本事業の適正利潤の水準を示す必要がある。 • 県が受け取った利益の一部を料金として市町村に還元した場合であっても、県民が支払う料金に還元されるかは不確実である（還元されたとしても、単価に換算すれば極めて少額になると考えられる）。

プロフィットシェアリングに係る検討②

■プロフィットシェアリングに係る対応案

コスト削減が原資となる本事業の特性を踏まえ、プロフィットシェアリングは導入せず、以下の対応としたい。

主たるコスト削減要因	対応策
改築の取りやめによるコスト削減	<ul style="list-style-type: none">• 県の承認なく運営権者が改築を取り止めることはできない仕組みとする。• 改築を取り止める場合、運営権者は、取り止める改築に係る当初提案額を県に支払う。
物価の下落によるコスト削減	<ul style="list-style-type: none">• 運営権者収受額の定期改定・臨時改定を行う。